

名東今昔パネル貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名東今昔パネル（以下「パネル」という。）の無償での貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保管)

第2条 パネルは名古屋市名東区役所企画経理課（以下「企画経理課」という。）で保管・管理し、企画経理課長（以下「課長」という。）が貸し出すことができる。

(貸出用途)

第3条 パネルの貸出用途について、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出を承認しない。

- (1) 特定の政治、思想、信条、宗教の活動に利用される場合
- (2) 不当な利益を得るために利用される場合
- (3) 法令や公序良俗に反する場合
- (4) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与えるとき
- (5) 営業活動など、営利目的で使用するとき
- (6) 使用者が、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合
- (7) その他、課長が不適当と認める場合

(貸出申込)

第4条 パネルの貸出申込は、名東今昔パネル貸出申込書（別紙様式）に必要事項を記入の上、FAX、メール、郵送又は持参の方法で課長に提出することにより行うこととする。

2 パネルの貸出申込は、原則として、貸出希望日の 1 週間前までに行うこと

とする。

3 パネルの貸出は、原則として、申込順で行うものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、2週間以内とする。ただし、課長が必要と認めたときは、この限りでない。

2 課長は、第7条各号（第2号を除く。）に反する事実を認めた場合、その他必要がある場合は、貸出期間中であっても返却を求めることができる。

(貸出・返却の方法)

第6条 パネルの貸出及び返却は企画経理課事務室にて行うものとする。

2 返却の際は、企画経理課職員の確認を受けるものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 パネルの借受人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) パネルの表面に、ガムテープや両面テープなど痕跡の残る部材を使用しないこと。
- (2) 受取予定日時及び返却予定日時を遵守すること。
- (3) 申込書に記載したイベント等以外の用途に使用しないこと。
- (4) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (5) 許可なくパネルを複写しないこと。
- (6) パネルを第三者に譲渡、転貸しないこと。

(事故時等の処置)

第8条 パネルの借受期間中に、パネルの保管又は使用に際し、第三者に損害を与えた場合は、借受人の責任において、適切に対応を行うものとする。

(パネルの毀損・滅失)

第9条 パネルの返却までに借受人の責めに帰すべき事由により、パネルを毀損又は滅失させた場合は、借受人は、原状に復し、又は原状に復するのに課長が必要と認める費用を納付しなければならない。

附則

この規程は、平成 24 年 7 月 23 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。